

高等教育の修学支援新制度の対象機関

県内に所在する対象機関のうち、高等教育の修学支援新制度における機関要件確認者が三重県知事以外である確認大学等は次のとおりです。

| 機関要件確認者 | 学校種 | 確認大学等 |
|---------|--------|--|
| 文部科学省 | 大学 | 三重大学、皇學館大学、四日市大学、四日市看護医療大学、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学 |
| | 短期大学 | ユマニテク短期大学、鈴鹿大学短期大学部、高田短期大学 |
| | 高等専門学校 | 鳥羽商船高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校 |
| 厚生労働省 | 専門学校 | 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター附属三重中央看護学校 |
| 津市 | 短期大学 | 津市立三重短期大学 |
| 名張市 | 専門学校 | 名張市立看護専門学校 |